

**令和6年度 新潟県会計年度任用職員（専門）
【高等学校スクールソーシャルワーカー】募集のお知らせ**

令和6年3月12日
新潟県教育庁生徒指導課

受付期間	令和6年3月12日（火）から令和6年3月29日（金）まで
考 査 日	応募を受付後、別途連絡します

●新潟県教育庁生徒指導課で勤務する会計年度任用職員（専門）【高等学校スクールソーシャルワーカー】を募集します。

●会計年度任用職員（専門）とは

1年以内の期間で任用し、専門的又は特定の分野の業務に従事する短時間勤務の職員です。

●採用時期：令和6年4月から採用します。

●任用期間：原則、採用の日から令和7年3月31日まで

※勤務成績が良好で、当該会計年度任用職員の職が継続される場合には、4回まで再度任用する場合があります。

1 採用職種・人数等

職 種	人数	業 務 内 容	勤務予定場所
高等学校スクールソーシャルワーカー	1人	いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、生徒が置かれた家庭環境への働き掛け、関係機関とのネットワーク構築、学校への支援及び調査等を担当する、高等学校スクールソーシャルワーカーとして従事します。	新潟県教育庁生徒指導課 （新潟市中央区新光町4番地1） ※年間を通して曜日毎に、県立高等学校等に勤務となる場合があります。

2 応募の要件等

(1) 資格要件（次のア～ウのいずれの条件をも満たす者）

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童福祉司（児童福祉法第13条の任用資格を有する者）のいずれかの資格を有する者、又はこれらに準ずる者

※「準ずる者」とは、警察、児童相談所、学校等において、児童生徒への指導・対応を職務とした勤務経験が5年以上ある者をいう。

イ 教育や福祉に関して専門的な知識・技能を有し、教育や福祉分野においての活動経験をもとに関係機関と連携することができる者

ウ 普通自動車運転免許を有し、自家用車を運転して学校や関係機関に赴き、支援ができる者

(2) その他

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	受 付 会 場	住所・電話番号
応募を受付後、 別途連絡します	新潟県庁行政庁舎	新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-280-5793

(2) 考査の内容

考査の方法	考査の内容
面接考査 (受付後に、宣誓書に記入していただきます。)	会計年度任用職員（専門）の職務への適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験にあたっての注意事項

- ア 当日は、受付時間までに直接会場にお越しください。遅刻者は受験できません。
- イ 黒のボールペンを必ず持参してください。
- ウ 県庁駐車場の長時間利用はできませんので、自家用車での来庁は御遠慮願います。
- エ ごみは、各自持ち帰ってください。

4 合格者の発表

選考考査の結果（合否）は、考査1週間後までに、郵送で通知します。

5 考査結果の情報提供

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話等による請求では提供できません。

提供請求できる人	提供内容	提供期間	提供時間	提供場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果（合否） 通知日から1か月間 （土・日・祝日を除く）	午前8時30分から 午後5時15分まで	教育庁 生徒指導課

6 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日	月曜日から金曜日までのうちの4日間 年間180日
イ 勤務時間	1日7時間30分（午前8時45分から午後5時15分まで） （休憩時間：正午から午後1時まで）
ウ 勤務時間の割振り	生徒指導課長が決定します。派遣先の学校等の要望で、勤務時間の変更を余儀なくされる場合は、振替措置を行います。

(2) 報酬（見込み）

ア 有資格者 日額 18,000 円（年間180日）

イ 準ずる者 日額 11,700 円（年間180日）

※上記報酬に加え、勤務期間に応じて期末手当及び勤勉手当を支給します。

(3) 通勤や学校等の要請に応じた出張に要する費用等

ア 正規職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内で支給します。

イ 正規職員に支給される旅費の額に相当する額を費用弁償として支給します。

(4) 加入保険等

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険（法令の定めるところにより加入）

(5) その他

ア 正規職員と同様に守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）などの地方公務員法の規定が適用されます。

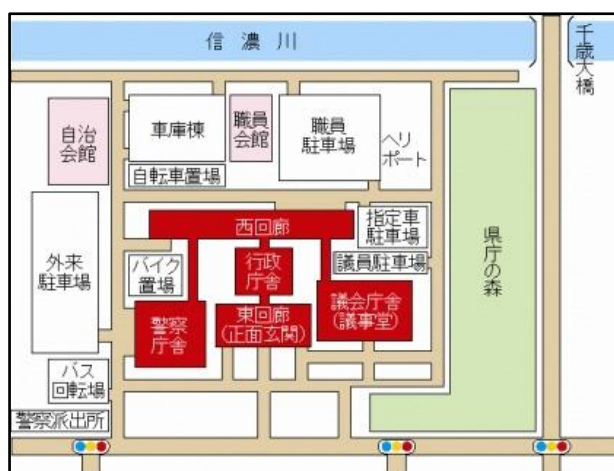
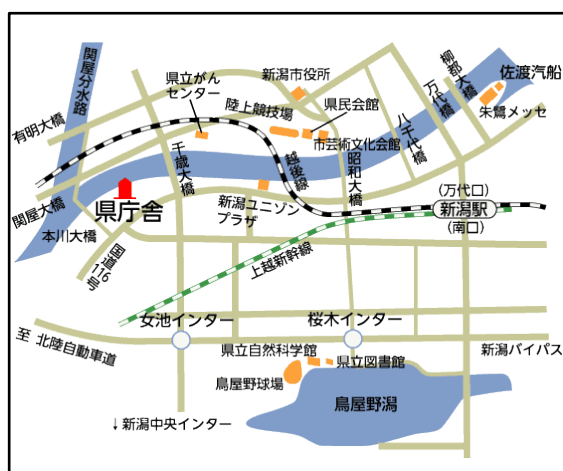
イ スクールソーシャルワーカー活用事業は国の補助事業であるため、予算措置がされない場合や補助減額の場合は、勤務条件（勤務時間、報酬）を変更し、事業を縮小して実施することもあり得ます。

7 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記（5）の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 （ア）市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの （イ）ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 面接時間を電話で連絡する場合がありますので、履歴書には連絡先の電話番号を必ず記載してください。 ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「高校スクールソーシャルワーカー採用選考考査申込」と朱書してください。
(2) 添付書類	次の書類を申込書類に添付してください。 ア 上記2（1）アの資格を証明する書類の写し（準ずる者は履歴書に明記する）

	イ 選考結果通知用封筒（長形 3 号封筒に 84 円切手を貼り、応募者の住所・氏名を明記する）
(3) 申込受付期間	令和 6 年 3 月 12 日（火）から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで ※郵送の場合、3 月 29 日（金）午後 5 時 15 分必着とします。
(4) 持参の場合の 申込受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
(5) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県教育庁生徒指導課 支援・相談班（新潟県庁行政庁舎 15 階） 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電話 025-280-5793（直通）

考査会場案内図



- ◆ J R 新潟駅から 新潟交通バス
 - ・新潟駅万代口バスターミナル
「S2 鳥屋野線」乗車→「県庁前」下車（所要時間約 25 分）
「S3 水島町線」乗車→「県庁前」下車（所要時間約 20 分）
 - ・新潟駅南口バスターミナル
「C1 県庁線」乗車→「県庁」下車（所要時間約 20 分）
- ◆ 主な高速バスは「県庁東」バス停に停車します。